## 自己点検シート

事業所名: 連絡先:TEL 一

記入日:令和 年 月 日 記入者職氏名:役職 氏名

			点	検結:	果
点検項目	確認事項	根拠条文	谪	不谪	該当 なし
• # <del>***</del>			, <u></u>	1 200	なし
I 基本方針		1			
1 基本方針 【介】 	要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。	基準第19条			
【予】	利用者が可能な限りその居宅において,要支援状態の維持若しくは改善を図り, 又は要介護状態若しくは要支援状態になることを予防し,自立した日常生活を 営むことができるよう,入浴,排せつ,食事の介護その他の生活全般にわたる支 援を行うことにより,利用者の心身機能の維持回復を図り,もって利用者の生活 機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	(予防基準第47 条)			
	指定居宅サービスの提供に当たって、法第118条の2第1項に規定する介護保険等 関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、 提供するサービスの質の向上に努めていますか。	基準第3条 (予防基準第3条)			
Ⅱ 人員基準					
2 従業者の員数	【生活相談員】 提供時間数に応じて、単位数にかかわらず、提供日ごとに、専ら当該サービスの 提供に当たる生活相談員を1以上配置していますか。 生活相談員の勤務延時間数≧提供時間数 ・提供時間数はサービス提供開始時刻~終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。) ・生活相談員の確保すべき勤務時間数には、サービス担当者会議や地域ケア会議に出席する時間などを含めることができる。	基準第20条 (予防基準第48 条)			
	・生活相談員は, 下記の資格要件を満たしていますか。  社会福祉士, 精神保健福祉士, 介護支援専門員, 介護福祉士, 社会福祉主事任用資  格				
	【看護職員】 下記ア、イいずれかの方法で、単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員(看護師又は准看護師)を1以上配置していますか。 ・利用定員10人以下の場合は、看護職員又は介護職員の員数を単位ごとに提供している時間帯に勤務している時間数で除して得た数が1以上となっていますか。	基準第20条 (予防基準第48 条)			
	ア 当該指定通所介護事業所の従業者により確保する場合 提供時間帯を通じて専従する必要はないが,提供時間帯を通じて事業所と密接 かつ適切な連携を図ることができていますか。				
	イ 病院, 診療所, 訪問看護ステーションとの連携により確保する場合看護職員が営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い, 病院等とサービス提供時間帯を通じて, 事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保されていますか。 ※病院, 診療所, 訪問看護ステーションとの連携で配置できるのは, 人員基準上必要とされる「看護職員」に限られるため, 「機能訓練指導員」としての配置はできない。また, 事業所の加算要件としての配置も認められない。				
	【介護職員】 地域密着型通所介護を提供している時間帯に、専ら当該サービスの提供に当たる介護職員が勤務している時間数の合計数を提供時間数(※)で除して得た数が次のとおりとなるように配置していますか。 ・利用者の数が15人までは1以上 ・15人を超える場合は15人を超える数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ※ ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計・利用者数)とする。 【利用者15人まで】確保すべき勤務延時間数 = 平均提供時間数 【利用者16人以上】確保すべき勤務延時間数 = ((利用者数 – 15)÷5+1)×平均提供時間数	基準第20条 (予防基準第48 条)			
	単位ごとに,介護職員を,常時1人以上従事させていますか。		П		
		甘淮竺20冬		_	
	【機能訓練指導員】  機能訓練指導員を1以上配置していますか。  ・機能訓練指導員は,日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための	基準第20条 (予防基準第48			
	訓練を行う能力を有する者とし、下記の資格要件を満たしていますか。 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。				
	【生活相談員·介護職員】 生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤となっていますか。	基準第20条 (予防基準第48			

点検項目	確認事項	根拠条文	適	液検結: 不適	果 該当 なし
3 管理者	管理者は常勤専従職員を配置していますか。 	基準第21条 (予防基準第49			
	管理者が他の職種等を兼務している場合,兼務形態は適切ですか。(管理業務に支障はないですか。他の職種等との兼務している時間帯も,当該地域密着型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき,職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じていませんか。事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該地域密着型通所介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができる体制となっていますか。) → 次の事項について記載してください。 ・兼務の有無 ( 有 ・ 無 ) ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 ( ) ・同一の事業者によって設置された他事業所と兼務している場合は、兼務している全ての事業所名,サービス種類,職種名,1週間あたりの勤務時間数事業所名 : ( ) ( ) サービス職類 : ( ) ( )	条)			

(注)別紙(参考様式1)「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成のうえ添付してください。

				点	検結:	果
	点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	該当 なし
Ш	設備基準					なし
4	改備金千 設備及び備品 等	その他の非常災害に際して必要な設備並びに地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備・備品を備えていますか。	基準第22条 (予防基準第50 条)			
		【食堂,機能訓練室】 食堂及び機能訓練室は,それぞれ必要な広さがあり,その合計した面積は3平方 メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※食堂及び機能訓練室は,食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確 保でき,かつ機能訓練を行う際には,その実施に支障がない広さを確保できていれば,同一の場所として可。				
		【相談室】 <u>遮へい物の設置など相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。</u>				
		【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】 消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置されていますか。 施足の業別等に分類を表現しておりますが、				
		地域密着型通所介護事業所の設備を利用し,夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービス(以下「宿泊サービス」という)を提供する場合は,サービス提供の開始前に届出ていますか。				
IV	運営基準					
5 p	内容及び手続	地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。	基準第37条:第3 条の7準用 (予防基準第67 条:第8条準用)			
		※下記の重要事項が全て記載されていますか。 □運営規程の概要 □従業者の勤務体制 □事故発生時の対応 □苦情処理の体制 □提供するサービスの第三者評価の実施状況				
		(実施の有無,実施した直近の年月日,実施した評価機関の名称,評価結果の開示状況) 口その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項 ※従業者の員数は日々変わりうるものであるため,業務負担軽減等の観点から, 重要事項を記した文書に記載する場合,「〇人以上」と記載することも差し支えない。				
٦	是供拒否の禁 止	得の多寡を理由にサービス提供を拒否したことはありませんか。 (提供を拒むことのできる正当な理由) ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切な地域密着型通所介護を提供することが困難な場合	条の8準用 (予防基準第67 条:第9条準用)			
[	困難時の対応	サービス提供が困難な場合,当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡,適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	基準第37条:第3 条の9準用 (予防基準第67 条:第10条準用)			
	受給資格等の 確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の  有効期間を確認していますか。 	基準第37条:第3 条の10準用 (予防基準第67			
0.7	エム 無知 中 の	被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。	条:第11条準用) 基準第37条:第3			
E	要介護認定の 申請に係る援 助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は, 要介護認定申請のために必要   な援助を行っていますか。 	条件第37年 条の11準用 (予防基準第67 条:第12条準用)			
		要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。				
(	心身の状況等 の把握	サービス担当者会議を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	基準第23条 (予防基準第67 条:第13条準用)			
1	居宅介護支援 事業者等との 連携	地域密着型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	基準第37条:第3 条の13準用 (予防基準第67 条:第14条準用)			
		地域密着型通所介護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<b></b>			
1	サービスの提	居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により,地域密着型通所介護を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること,居宅介護支援事業者に関する情報提供すること,その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	基準第37条:第3 条の14準用 (予防基準第67 条:第15条準用)			

L =		, <u> </u>	点検結果		果
点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	該当 なし
計画に沿った サービスの提 供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供 していますか。	基準第37条:第3 条の15準用 (予防基準第67 条:第16条準用)			
計画等の変更 の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への 連絡その他の必要な援助を行っていますか。	基準第37条:第3 条の16準用 (予防基準第67 条:第17条準用)			
15 サービスの提 供の記録	地域密着型通所介護を提供した際は,必要な事項を書面に記録していますか。 (必要な事項) ・サービス提供日 ・提供時間 ・具体的なサービス内容 ・利用者の心身の状況 等	基準第37条:第3 条の18準用 (予防基準第67 条:第19条準用)			
	地域密着型通所介護を提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとと もに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によ り、情報提供していますか。				
	法定代理受領サービスの場合, 利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準第24条 (予防基準第51 条)			
	法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護を提供した場合の利用料と,地域密着型介護サービス費用基準額との間に,不合理な差額を生じさせていませんか。				
	上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用				
	②通常要する時間を超えるサービス提供で,利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において,通常の地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ③食事の提供に要する費用 ④おむつ代 ⑤地域密着型通所介護の提供において提供されるサービスのうち,日常生活に				
	おいても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適 当な費用 あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について				
	説明し、同意を得ていますか。 サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付しています	法第41条第8項		ļ	
	か。 領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	施行規則第65条			•
	履収配には、C10 C10 間がの東州 ここに対して記載しているすが。 領収書には医療費控除が適切に記載されていますか。	平成12年11月16 日老振発第73号			
	法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。				
	地域密着型通所介護の提供は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的に行われていますか。	基準第25条 (予防基準第62 条)			
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っています か。				
所介護の具体	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう,地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ,利用者の心身の状況を踏まえ,妥当適切に行っていますか。	基準第26条 (予防基準第63 条)			
	利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を 送ることが出来るよう配慮して行っていますか。				
	とのことが出来るよう記憶としている。7.3。 漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を 営むことができるよう必要な援助を行っていますか。				
	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを心がけるとともに、利用者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行っていますか。				
	サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を 制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。				
	前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。				
i I	また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの		l	<b>!</b>	

5 IA -T F	******			点検結果	
点検項目 	確認事項	根拠条文	適	不適	該当 なし
	介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供しています   か。				
	か。 利用者の心身の状況等の把握に努め、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを適切に提供していますか。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えていますか。				
20 地域密着型通 所介護計画の 作成	利用者の心身の状況,希望及びその置かれている環境を踏まえて,機能訓練等の目標,具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画書を作成していますか。	基準第27条 (予防基準第63 条)			
	地域密着型通所介護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。 な要に応じて変更していますか。				
	地域密着型通所介護計画書の内容について利用者又はその家族に説明を行い,  利用者から同意を得ていますか。				
	地域密着型通所介護計画書を利用者に交付していますか。				
	提供したサービスの実施状況や目標の達成状況の記録を行っていますか。				
	居宅サービス計画に基づきサービスを提供している地域密着型通所介護事業者は、当該居宅介護支援事業所から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。				
る市町村への 通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は,遅滞なく,意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ①正当な理由なしに地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより,要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け,又は受けようとしたとき。	条の26準用 (予防基準第67 条:第23条準用)			
22 緊急時等の対 応	サービス提供中,利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は,速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置をとっていますか。	基準第37条:第12 条準用 (予防基準第67 条:第24条準用)			
23 管理者の責務	管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。	基準第28条 (予防基準第52 条)			
	従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。				
24 運営規程	地域密着型通所介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。  □事業の目的及び運営の方針 □従業者の職種,員数及び職務内容※1 □営業日及び営業時間 □地域密着型通所介護の利用定員 □地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 □通常の事業の実施地域 □サービス利用に当たっての留意事項 □緊急時等における対応方法 □非常災害対策 □虐待の防止のための措置に関する事項※2 □その他運営に関する重要事項 ※1 従業者の員数は日々変わりうるものであるため,業務負担軽減等の観点から,重要事項を記した文書に記載する場合,「○人以上」と記載することも差し支えない。 ※2 虐待の防止に係る,組織内の体制(責任者の選定,従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	(予防基準第53条)			
25 勤務体制の確 保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制(日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。	基準第30条 (予防基準第54			
	当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※調理,洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については委託				
	可。  地域密着型通所介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しています。				
	か。 医療·福祉関係資格を有さない全ての地域密着型通所介護従業者に対し認知症 介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じていますか。 (※令和6年4月1日より義務化)				

			点検網		果
点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	該当 なし
	職場におけるハラスメントの防止のため,事業主は以下の措置を講じていますか。 〈事業主が講ずべき措置の具体的内容〉 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき 措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針において 規定されているとおりであるが,特に留意されたい内容は以下のとおりである。				
	①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはな らない旨の方針を明確化し、従業者に周知啓発すること。				
	②相談(苦情を含む。以下同じ)に応じ, 適切に対応するために必要な体制の整備    相談に対応する担当者をあらかじめ定め, 従業者へ周知すること。				
	〈事業主が講じることが望ましい取組〉 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために,事業 主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例としては以下のとお りである。 ①相談に応じ,適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応,行為者に対 して1人で対応させない等) ③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等,業種・業態等の状況 に応じた取組)				
26 業務継続計画 の策定等	感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、地域密着型通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施していま	基準第37条:基準 第3条の30の2準 用 (予防基準第67 条:第29条準 用)			
	すか。 業務継続計画には、以下の項目等を記載していますか。				
	●感染症に係る業務継続計画 ①平時からの備え(体制構築・整備,感染症防止に向けた取組の実施,備蓄品の確保等) ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立(保健所との連携,濃厚接触者への対応,関係者との情報共有等) ●災害に係る業務継続計画 ①平常時の対応(建物・設備の安全対策,電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策,必要品の備蓄等) ②緊急時の対応(業務継続計画発動基準,対応体制等) ③他施設及び地域との連携				
	●研修 (年1回以上+新規採用時) 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するととも に、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとし ていますか。 また、研修の実施内容についても記録していますか。 ※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防 止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。				
	●訓練(シミュレーション) (年1回以上) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう,業務継続計画に 基づき,事業所内の役割分担の確認,感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施していますか。 ※感染症の業務継続計画に係る訓練については,感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ※訓練の実施は,机上を含めその実施手法は問わないものの,机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。				
27 定員の遵守	サービス提供日において、利用定員を超えて地域密着型通所介護の提供を行っていませんか。	基準第31条 (予防基準第55			
28 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て関係機関等の連携体制等の整備を行っていますか。				
	非常災害に備えるため, 定期的(年2回以上)に避難, 救出その他必要な訓練を 行っていますか	. i i 102 <del></del> - N10 -			
	<u>ローといますが。</u>  上記の訓練の実施に当たって, 地域住民の参加が得られるよう連携に努めてい  ますか。				

			点検結果		
点検項目	確認事項	根拠条文		不適	
29 衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる	基準第33条 (予防基準第57			
	よう努めていますか。 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。				
29	食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言: 指導を求めるとともに、密接な連携を図っていますか。 感染症の予防及びまん延の防止のために、次の措置を講じていますか。				
	□感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置と開催 (おおむね6月に1回以上) □感染対策を担当する者の設置 □感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定 □感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施(それぞれ年1 回以上)				
	感染対策を担当する者の設置について,同一事業所内での複数担当 (※)の兼務や他の事業所・施設等との担当 (※)の兼務については,担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし,日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており,利用者や事業所の状況を適切に把握している者など,各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任していますか。 (※)身体的拘束等適正化担当者,褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。),感染対策担当者(看護師が望ましい。),事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者,虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者				
	指針に次の項目は記載されていますか。				<u> </u>
	①平常時の対策 事業所内の衛生管理(環境の整備等),ケアにかかる感染対策(手洗い,標準的な予防策)等 ②発生時の対応 発生状況の把握,感染拡大の防止,医療機関や保健所,市町村における事業所関係課等の関係機関との連携,行政等への報告等				
	※また, 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し, 明記しておくことも必要である。 ※「介護現場における感染対策の手引き」参照。				
30 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。	条の32準用 (予防基準第61 条:第31条準用) 堺市介護保険施 行規則第51条の			
1日より義務	原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 (ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。)	14			
31 秘密保持等	ことのないよう必要な措置を講じていますか。	基準第37条:第3 条の33準用 (予防基準第67			
	従業者であった者が,正当な理由なく,その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 (秘密保持誓約書や就業規則に「退職後も」秘密を漏らさない旨の記載はありますか。)	条:第32条準用)			
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。				
32 広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準第37条:第3 条の34準用 (予防基準第67 条:第33条準用)			
事業者に対す	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者による サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与し ていませんか。	基準第37条:第3 条の35準用			

				検結:	
点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	該当 なし
34 苦情処理	また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数 : (月 件程度 ) 苦情相談窓口の設置: (有・無 )	基準第37条:第3 条の36準用 (予防基準第67 条:第35条準用)			
	苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録·保存していますか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録·保存する準備をしていますか。				
	<u>ていますか。</u> 苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上の取組を行っていますか。				
	自ら提供した地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う 文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問 若しくは照会に応じていますか。				
	利用者からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに, 市町村又は国保連から指導又は助言を受けた場合においては,当該指導又は助 言に従って必要な改善を行っていますか。				
	市町村又は国保連からの求めがあった場合には,改善の内容を市町村に報告していますか。				
35 地域との連携	地域密着型通所介護の提供に当たっては,利用者,利用者の家族,地域住民の代表者,事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員,地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下,「運営推進会議」という)を設置していますか。	基準第34条 (予防基準第58 条)			
	おおむね6月に1回以上, 運営推進会議に対し活動状況を報告し, 運営推進会議による評価を受けるとともに, 運営推進会議から必要な要望, 助言等を聴く機会を設けていますか。				
	報告, 評価, 要望, 助言等についての記録を作成するとともに, 当該記録を公表していますか。 ※2年間保存				
	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との運携及び協力  を行う等の地域との交流を図っていますか。				
	事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。				
	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。				
36 事故発生時の 対応	支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応 方法や記録様式等を準備していますか。 →過去1年間の事故事例・( 有 ・ 無 )	基準第35条 (予防基準第59 条)			
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。 →損害賠償保険への加入: ( 有 ・ 無 )				
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じています。  か。				
	変間及び深夜に当該事業所の利用者を宿泊させる等のサービスにおいて事故が 発生した場合にも、同様の対応を行っていますか。				

			点	検結	果
点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	該当 なし
37 虐待の防止	虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等の実効性を高め、 利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、地域密着型通所介護事業所 における虐待の防止に関する措置を講じていますか。	基準第37条:第3 条の38の2準用 (予防基準第67 条:第39条準用)			
	虐待等の防止·早期発見に加え,虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために以下の事項を実施していますか。				
	□虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置 (年1回以上) □虐待の防止のための指針の策定 □虐待の防止のための従業者に対する研修の実施 (年1回以上) □虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置				
	指針に盛り込むべき項目				
	□事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項				
	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者について,同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については,担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし,日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており,利用者や事業所の状況を適切に把握している者など,各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任していますか。 (※)身体的拘束等適正化担当者,褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。),感染対策担当者(看護師が望ましい。),事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者				
38 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、地域密着型通所介護事業の会計とその他の事業の会計を区分してますか。	基準第37条:第3 条の39準用 (予防基準第67 条:第40条準用)			
39 記録の整備	従業者, 設備, 備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第36条 (予防基準第60			
	次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間 (サービス提供記録は提供日から5年間)保存していますか。 ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指す。 ①地域密着型通所介護計画 ②利用者に提供した具体的なサービス内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録				
40 共生型地域密 着型通所介護 の基準	(1) 指定生活介護事業所, 指定自立訓練 (機能訓練) 事業所, 指定自立訓練 (生活訓練) 事業所, 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が, 当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護, 指定自立訓練 (機能訓練), 指定自立訓練 (生活訓練), 指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。) の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上確保していますか。	基準第37条の2 (予防基準第66 条)			
	(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため, 地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。				
41 変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変 更があったときは、10日以内にその旨を届け出ていますか。	法第78条の5 施行規則第131条 の13			

	点検項目	確認事項	根拠条文	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	検結: 不適	果 該当 なし
v	「喜齢者虐待	_ の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	ı			なし
		事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。				
		利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていません	高齢者虐待防止 法第2条			
		が。 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護 すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。				
		利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心 理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。				
		利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせて いませんか。				
		利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益 を得ていませんか。				
		高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。				
	業務管理体制					
1	業務管理体制 の整備	<ul><li>1 事業者(法人)内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。</li><li>また、どのように周知されていますか。</li><li>《周知方法:</li></ul>	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40			
		①法令遵守責任者の選任 【全ての法人】 事業者(法人)において,1人,法令遵守責任者を選任し,所管庁に届け出ていますか。		П		П
		《法令遵守責任者の届出: 済 · 未済 》 《所属·職名:		]		
		②法令遵守規程の整備【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】 事業者(法人)において,法令遵守規程を作成し,各事業所·施設に周知していますか。 また,規程の概要を所管庁に届け出ていますか。 《規程の概要の届出: 済 · 未済 》				
		③業務執行の状況の監査【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】 事業者(法人)において,業務執行の状況の監査を定期的に実施していますか。 また,監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。 《監査の方法の概要の届出:済・未済》				
		2 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。				
		3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。 ※ 所管庁(届出先) ②指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 →厚生労働大臣 ③指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 →主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③すべての指定事業所等が堺市の区域に所在する事業者 →堺市長(介護事業者課) ③地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、すべての指定事業所が堺市内に所在する事業者 →堺市長(介護事業者課) ③上記以外の事業者 →大阪府知事(福祉部高齢介護室介護事業者課)				

			ķ	点検結果	
点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	該当 なし
<b>™ 介護給付費</b> 1 基本的事項	関係 地域密着型サービスに要する費用の額は,平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 ただし,地域密着型通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する 旨を,事前に届出を行った場合は,この限りではありません。	算定基準別表2の 2イ,ロ			
	介護予防通所サービスに要する費用の額は、「堺市介護予防・日常生活支援総合 事業に要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定第1号事業支給費単位 数表」により算定していますか。	(予防算定基準別 表の2イ,ロ,ハ, ニ,ホ)			
	地域密着型サービスに要する費用の額は,平成24年厚生労働省告示第94号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に,別表に定める単位数を乗じて算定してい	平18厚告126二			
	ますか。 介護予防通所サービスに要する費用の額は、「堺市介護予防・日常生活支援総合 事業に要する費用の額の算定に関する基準」の1単位の単価に、別表に定める単 位数を乗じて算定していますか。	(予防算定基準第 2条)			
	1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額 を切り捨てて計算していますか。	平18厚告126三 (予防算定基準第 2条)			
2 所要時間の取 扱い 【介】	所要時間の算定は、事業所において、サービスを行った場合に、「地域密着型通所介護費」について、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間(送迎に要する時間は含まない)で行っていますか。	算定基準別表2の 2イ注1 留意事項第2の3 の2(1)			
	※送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え,ベッド・車いすへの移乗,戸締り等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分を限度として通所介護を行うのに要する時間に含むことができる。 ①居宅サービス計画、地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合②送迎時に居宅内の介助を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修過程修了者、1級過程修了者、介護職員初任者研修修了者(2級過程修了者を含む。)、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤続年数が合計3年以上の介護職員である場合				
3 定員超過利用	月平均の利用者数(※)が運営規程に定められている利用定員を超える場合,所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 ※サービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、 当該月のサービス提供日数で除して得た数(小数点以下切り上げ)	算定基準別表2の 2イロ注1・注2 留意事項第2の3 の2(24) (予防算定基準別 表の2注3,予防留 意事項2-3(4)) 平12告27(通所介 護費等の算定方 法)五の二			
たさない状況	人員基準に定める員数の看護職員及び介護職員が配置されていない状況で行われた地域密着型通所介護については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。	算定基準別表2の 2注1・注2 留意事項第2の3 の2(25) (予防算定基準別 表の2注3,75) 東項2-3(5) 平12告27(通所介 護費等の算定方 法)五の二			
5 高齢者虐待防 止虐待措置未 実施減算	でも満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	算定基準別表の2 の2注4 (予防算定基準別 表の2注7,予防留 意事項2-3(2))			
	・高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催している。				
	・高齢者虐待防止のための指針を整備している。	•			
	・高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施している。				
	・高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いている。				
6 業務継続計画 未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は利用者全員について業務継続計画未策定減算として,所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	の2注5 (予防算定基準別 表の2注8, 予防留 意事項2-3(3))			
わない場合の 減算	入浴介助を行っていない場合は,所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 また,指定療養通所介護事業所が提供する指定療養通所介護の算定月における 提供回数について,利用者1人当たり平均回数が,月5回に満たない場合は,所定 単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。	算定基準別表2の 2注6 留意事項第2の3 の2(26)⑥			

F W-T D	でからひ キャエ	ᄺᄱᄱ		検結	
点検項目	確認事項 	根拠条文	適	不適	該当 なし
8 短時間の場合 の取扱い 【介】	「所要時間2時間以上3時間未満」のサービス提供を行う場合は,利用者等告示 (※)で定める利用者に対して「所要時間3時間以上5時間未満」の場合の <u>所定単位 数の100分の70に相当する単位数</u> を算定していますか。 ※心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により,長時間のサービス利用 が困難である利用者	算定基準別表2の 2注7 留意事項第2の3 の2(4)			
	通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用ではなく、 利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が 実施されていますか。				
害の発生を理 由とする減少が 一定以上生ら ている場合の 取扱い 【介】	感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、あらかじめ届け出た地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別な事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。	算定基準別表2の 2注8 留意事項2の3の 2(5)			
10 9時間以上の場合に係る加算(延長加算)【介】	日常生活上の世話を行った後に引続き所要時間8時間以上9時間未満のサービス 提供を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満のサービス提供を行った後 に引続き日常生活上の世話を行った場合で、当該地域密着型通所介護の所要時間と当該地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通 算した時間が9時間以上となるときは、以下の区分のとおり加算していますか。 イ 9時間以上10時間未満 50単位 口 10時間以上11時間未満 100単位 ハ 11時間以上13時間未満 200単位 ホ 13時間以上14時間未満 250単位 ホ 13時間以上14時間未満 250単位 ※サービス提供時間帯において、所要時間8時間以上9時間未満を算定する事業 所のみ算定できる。 ※家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途 利用料を徴収しても差し支えない。 ※実態として地域密着型通所介護事業所等の設備を利用して宿泊する場合は算 定不可。	2注9			
11 共生型地域密 着型通所介護 の基準	密着型通所介護を行った場合に1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定していますか。	算定基準別表2の 2イ注10 (予防算定基準別 表の2注10)			
	(2)共生型地域密着型サービスの事業を行う指定自立訓練(機能訓練)事業者又 は指定自立訓練(生活訓練)事業者が共生型地域密着型通所介護を行った場合に 1回につき所定単位数の100分の95に相当する単位数していますか。				
	(3) 共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合に1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 (4) 共生型地域密着型サービス(共生型介護予防通所サービス)の事業を行う指				
	定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密 着型通所介護(共生型介護予防通所サービス)を行った場合に1回につき所定単 位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。				
12 生活相談員配 置等加算 【介】	以下の基準に適合しているものとして,あらかじめ届け出た地域密着型通所介護事業所において,共生型地域密着型通所介護の所定単位を算定している場合は,1日につき13単位を加算していますか。 イ 生活相談員を1名以上配置していること。 ロ 地域に貢献する活動を行っていること。 ※当該加算は,共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができる。	算定基準別表2の 2イ注11 留意事項第2の3 の2(8)			
	生活相談員は、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所(以下「指定生活介護事業所等」)に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。				
	地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや保育園等との交流会)の開催」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動(保育所等における清掃活動)の実施」、「協議会を設けて地域住民が事業所への運営の参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。				
	平21度告83号に定める地域に居住している利用者に対し,通常の事業の実施地域を越えて地域密着型通所介護を行った場合は,1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。	算定基準別表2の 2注12			

			点検結		
点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	該当なし
14 入浴介助加算【介】	大臣基準告示に適合しているものとして, あらかじめ届け出て入浴介助を行った場合に, $1$ 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。   ・入浴介助加算( $I$ ) $0$ 0単位   ・入浴介助加算( $I$ ) $0$ 1 $0$ 2 $0$ 3 $0$ 4 $0$ 4 $0$ 5 $0$ 5 $0$ 5 $0$ 6 $0$ 7 $0$ 8 $0$ 9 $0$	算定基準別表2の 2注13 留意事項第2の3 の2(10) 大臣基準告示・十 四の五			
	入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の観察とは自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うものとしていますか。				
	入浴を実施しなかった場合に加算を算定していませんか。				
	入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っていますか。 ※入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得 する機会を指す。				
入浴介助加算 (II)	利用者が居宅において,自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになることを目的としていますか。				
( <b>n</b> )	医師等(※)が利用者の居宅を訪問(個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。)し、利用者の動作及び浴室の環境を評価していますか。 ※医師等とは、 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓				
	練指導員,地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及 び経験を有する者を指す。 上記の訪問において,当該居宅の浴室が,当該利用者又はその家族等の介助によ り入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は,訪問した医師等が, 介護支援専門員又は福祉用具専門相談員と連携し,福祉用具の貸与若しくは購 入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っていますか。 ただし,医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には,医師などの指示				
	の下,介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えない。  ※情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければならない。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。				
	地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員,看護職員,介護職員,生活相談員等が共同して,医師等との連携の下で,利用者の身体の状況や訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成していますか。ただし,個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって,個別の入浴計画の作成に代えることができる。				
	上記の入浴計画に基づき、個浴文は利用者の居宅の状況に近い環境(※)にて、 入浴介助を行っていますか。 ※ 利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現していること。				
15 中重度者ケア 体制加算 【介】	大臣基準告示に適合しているものとして,あらかじめ届け出た事業所が中重度の要介護者を受け入れる体制を構築,サービス提供を行っている場合には,1日につき45単位を加算していますか。(ただし,共生型地域密着型居宅サービスを算定している場合は,算定しない)	算定基準別表2の 2注14 留意事項2の3の 2(11)			
	人員基準上配置すべき看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していますか。  ※ 暦月ごとに、人員基準上配置すべき看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、少数点第2以下を切り捨てる。	大臣基準告示・五十一の四			
	前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上となっていますか。 ※ これらの者の割合については、前年度(3月を除く。)又は算定日が属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延入員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人具数には合めない。				
	地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて, 専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していますか。 ※口腔機能向上加算を算定する場合, 口腔機能向上加算で必要な看護職員とは別で配置が必要。				

5 1A -T D		In the form	点	検結	
点検項目 	確認事項	根拠条文	適	不適	該当なし
16 生活機能向上 連携加算 (I)(Ⅱ)	大臣基準告示に適合しているものとして、あらかじめ届け出た地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合に1月につき生活機能向上連携加算(I)を、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として1月につき生活機能向上連携加算(I)を算定していますか。 ・生活機能向上連携加算(I) 100単位 ・生活機能向上連携加算(I) 200単位  ※個別機能訓練加算を算定している場合は、生活機能向上連携加算(I)は算定せず、生活機能向上連携加算(I)を1月につき100単位算定すること。	算定基準別表2の 2イ注15 留意事項第2の3 の2(12) (予防算定基準別 表の2ヌ注) 大臣基準告示・十 五の二			
生活機能向上 連携加算(I)	指定(介護予防) 訪問リハビリテーション事業所, 指定(介護予防) 通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては, 許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ) の理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士又は医師(以下, 「理学療法士等」) の助言に基づき, 当該事業所の機能訓練指導員, 看護職員, 介護職員, 生活相談員その他の職種の者「以下「機能訓練指導員等」という) が共同して利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。				
生活機能向上 連携加算 (I)(II)共通	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法の内容を記載し、目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としていますか。 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする				
	機能訓練の項目を準備し,機能訓練指導員等が,利用者の心身の状況に応じた機 能訓練を適切に提供していますか。				
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合について、利用者 又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を 得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者 のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な 対応を行っていますか。				
	理学療法士等は機能訓練指導員と共同で,個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し,利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し,必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。				
	機能訓練に関する記録(実施時間,訓練内容,担当者等)は,利用者ごとに保管され,常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてい ますか。				
生活機能向上 連携加算(I)	個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っていますか。				
連携加算(Ⅱ)	指定(介護予防) 訪問リハビリテーション事業所, 指定(介護予防) 通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が, 当該地域密着型通所介護事業所(介護予防通所サービス事業所) を訪問し, 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。				
17 個別機能訓練加算 加算 【介】	いますか。 ・個別機能訓練加算(I)イ 56単位(1日につき) ・個別機能訓練加算(I)ロ 76単位(1日につき) ・個別機能訓練加算(I) 20単位(1日につき) ※定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	算定基準別表2の 2イ注16 留意事項第2の3 の2(13) 大臣基準告示・五 十一の五			
個別機能訓練 加算 (I)イ	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等(※)を1名以上配置していますか。 ※理学療法士等とは、 理学療法士,作業療法士,言語聴覚士,看護職員,柔道整復師,あん摩マッサージ 指圧師,はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については,理学療法士,作 業療法士,言語聴覚士,看護職員,柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資 格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事し た経験を有する者に限る。)を指す。				
個別機能訓練 加算(I)口	個別機能訓練加算(I)イで配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を機能訓練の時間帯に1名以上配置していますか。				

5 IA - T =	**************************************			検結:	
点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	該当 なし
個別機能訓練 加算(I)イ, ロ共通	機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていますか。				
	個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択				
	に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていますか。 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認 した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅 を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとと				П
	もに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明 し、必要に応じて個別訓練計画の見直し等を行っていますか。 例えば、「週間のうち特定の時間だけ(I)イの要件である専従の理学療法士等		ļ		_
	を1名に加え、さらに (I) ロの要件である専従の理学療法士等を1名配置している場合は、その時間において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみを当該加算の算定対象としていますか。この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している時間があらかじめ定				
〈目標の設 定・計画の作	められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知していますか。 ・機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項 目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成してい		ļ		
成〉	ますか。 ・目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護				
	支援専門員等の意見も踏まえつつ行っていますか。  ・利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としていますか。  ・単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活にお				
	ける生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としていますか。 ・訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助していますか。				
〈訓練の実施 体制・実施回 数〉	·訓練は類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団に対して機能訓練指導員が直接行っていますか。 ・必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としてい				
	ますか。 ・訓練時間については、計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定していますか。 ・住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的				
〈訓練実施後	とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に訓練を実施する必要が  あり、概ね週1回以上実施することを目安としていますか。  ・訓練を開始した後は、訓練項目や訓練実施時間、訓練の効果等についての評価				
の対応〉	を行っていますか。 ・3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して訓練の実施状況や訓練の効果等について説明し、記録していますか。				
	・概ね3月ごとに1回以上, 訓練の実施状況や訓練の効果等について, 利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し, 利用者等の意向を確認の上, 当該利用者に対する訓練の効果等を踏まえた訓練の目標の見直しや訓練項目の変更等, 適切な対応を行っていますか。				
〈その他〉	記表: 周別な対応を行うといまうが。  ・個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)ロの目標設定:個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を確認していますか。				
個別機能訓練	・個別機能訓練に関する記録は,利用者ごとに保管され,常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能となっていますか。 個別機能訓練加算(I)イ又は個別機能訓練加算(I)ロの基準に適合しています		 		
加算(Ⅱ)	か。  利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能				
	訓練の実施に当たって,当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のため に必要な情報を活用していますか。				

			点	検結	果
点検項目	確認事項	根拠条文		不適	
18 A D L 維持等加算【介】	大臣基準告示に適合しているものとして,あらかじめ届け出た地域密着型通所介護事業所において,利用者に対して地域密着型通所介護を行った場合は,評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り,当該基準に掲げる区分に従い,1月につき次に掲げる単位数を算定していますか。 ・ADL維持等加算(I) 30単位 ・ADL維持等加算(I) 60単位	算定基準別表2の 2イ注17 留意事項第2の3 の2(14) 大臣基準告示・十 六の二			
ADL維持等 加算(I)(Ⅱ) 共通	評価対象者(評価対象利用期間が6月を超える者をいう。以下同じ)の総数が10 人以上となっていますか。	\(\mathcal{O}_{-}\)			
7.m	評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月)において、ADLを評価し、ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していますか。  ※厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこと。LIFEへの提出情報、提出頻等については「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本				
	的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照。 ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行っていませれ				
	すか。 サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行っていますか。				
	リートルはの目が見かられていますが。 ADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値 から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次に掲げる者 に係る評価対象利用開始月に測定したADL値に応じて掲げるそれぞれの値を加 えた値を平均して得た値としていますか。 ADL値が0以上25以下 … 1 ADL値が30以上50以下 … 1 ADL値が55以上75以下 … 2 ADL値が80以上100以下… 3				
	ADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は,ADL利得の多い順に,上位100分の10に相当する利用者(1未満の端数は切り捨て)及び下位100分の10に相当する利用者(1未満の端数は切り捨て)を除く利用者(以下「評価対象利用者」という。)としていますか。				
	※加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして都道府県 知事に届け出ている場合は、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間 とする。				
ADL維持等 加算(I)	ADL利得の平均値が1以上となっていますか。				
ADL維持等 加算(Ⅱ)	ADL利得の平均値が3以上となっていますか。				
19 認知症加算 【介】	以下のいずれにも適合しているものとして,あらかじめ届け出た事業所が,日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする利用者に対してサービスを提供した場合は,1日につき60単位を加算していますか。	2イ注18 留意事項第2の3 の2(15)			
	人員基準上配置すべき看護職員又は介護職員の員数に加え,看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していますか。	基準告示五十一 の六			
	前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ,Ⅳ又はMに該当する者)の占める割合が100分の15以上となっていますか。				
	※ これらの者の割合については、前年度(3月を除く。)又は算定日が属する  月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。				
	地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて, 専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修, 認知症介護に係る専門的な研修, 認知症介護に係る実践的な研修等(認知症介護実践リーダー研修, 認知症介護実践者研修) を修了した者を1名以上配置していますか。				
	当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。 ※「認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議」は、テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員 会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのた めのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイド ライン」等を遵守していること。				

点検項目 点検項目	確認事項	根拠条文	•••••	検結:	
点快填口	性 心 <del>学</del> 模	似拠未入	適	不適	該当 なし
20 若年性認知症利用者受入加算	基準告示に適合しているものとしてあらかじめ届け出た事業所において,若年性認知症利用者に対して,サービスを行った場合は,次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ・【介】1日につき 60単位 ・【予】1月につき 240単位 ※認知症加算を算定している場合は算定しないこと	(予防算定基準別表の2二注) 報意事項第2の3 の2(16)			
	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていますか。	大臣基準告示· 十八			
	担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていますか。				
21 栄養アセスメ ント加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして, あらかじめ届け出た地域密着型通所介護事業所において, 利用者に対して, 管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は, 栄養アセスメント加算として, 1月に50単位を算定していますか。 ※当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は, 栄養アセスメント加算は算定しない。 ※定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	算定基準別表2の 2イ注20 (予防算定基準別 表の2ホ注) 留意事項2の3の 2(17) 大臣基準告示・十 八の二			
	当該事業所の職員として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行っていますか。  ※外部とは 他の介護事業所(栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)を指す。				
	栄養アセスメントについては、3月に1回以上、アから工までに掲げる手順により行っている。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定していますか。ア・利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。イ・管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。ウ・ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。エ・低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。				
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。  ※ 厚生労働省への情報の提出は、LIFEを用いて行うこと。LIFEへの提出情報、提出頻度等については「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照。				
22 栄養改善加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1回につき200単位を加算していますか。 (※介護予防通所サービスは1月につき200単位) ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。 ※定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	算定基準別表2の 2イ注21 (予防算定基準別 表の2へ注) 留意事項第2の3 の2(18) 大臣基準告示・十九			
	当該事業所の職員として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行っていますか。  ※外部とは 他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設 (栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)を指す。				
	利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。				
	<u>いれ感じた不衰とという。</u>  作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又は  その家族に説明し、同意を得ていますか。				

ı				点	[検結	果
	点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	該当 なし
		利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。				
		利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。				
		栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供していますか。				
		利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により、栄養状態の評価を行い、その結果を担当介護支援専門員や利用者の主治の医師に対して情報提供していますか。				
		次の①~⑤のいずれかに該当するものであって,栄養改善サービスが必要と認められる者に算定していますか。 ①BMIが18.5未満の者 ②1~6月間に3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 ③血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ④食事摂取量が不良(75%以下)である者 ⑤その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者なお,次のような問題を有する者について,上記①~⑤のいずれかに該当するか適宜確認している。 ・口腔及び損食・嚥下機能の問題 ・生活機能の低下の問題 ・褥瘡に関する問題 ・複欲の低下の問題 ・閉じこもりの問題 ・認知症の問題 ・認知症の問題 ・認知症の問題				
	23 ロ腔·栄養ス クリーニング 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、1回につき次に掲げるいずれかの単位数を算定していますか。 ※ 口腔・栄養スクリーニング加算(I)と(I)は併算定不可。また、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合には算定不可。 ・口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位・口腔・栄養スクリーニング加算(I) 5単位	算定基準別表2の 2イロ注22 (予防算定基準別 表の2ル注) 留意事項2の3の 2(19) 大臣基準告示・十 九の二			
	ロ腔・栄養ス クリーニング 加算(I) ※1	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い. 当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専 門員に提供していますか。				
-	口腔・栄養ス	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。				
	ロ腔・栄養ス クリーニング 加算(I) ※3	定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。				
ľ	ロ腔・栄養ス クリーニング	算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当していませんか。				 !
	クリーニング 加算(I) ※4	A. 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。 B. 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。				
ľ	ロ腔·栄養ス クリーニング 加算(Ⅱ)	口腔・栄養スクリーニング加算(I) $\%$ 1, $\%$ 3, $\%$ 4のAのいずれにも適合していますか。かつ, $\%$ 4のBに該当していませんか。 又は,口腔・栄養スクリーニング加算(I) $\%$ 2, $\%$ 3, $\%$ 4のBのいずれにも適合していますか。かつ, $\%$ 4のAに該当していませんか。				

_	·	7か≟ひ 幸 マエ	扣枷发工		点検結:	
点	検項目	在認事項 	根拠条文	適	不適	該当なし
クリ	Jーニング 算(I)(Ⅱ)	口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われていますか。 なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握していますか。				
		口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一				
		体的に実施していますか。 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、 提供していますか。				
		※ 別途通知「リハビリテーション・個別機能訓練,栄養,口腔の実施及び一体的取組について」参照。 ○口腔スクリーニング a. 硬いものを避け,柔らかいものばかりを中心に食べる者				
		b. 入れ歯を使っている者 c. むせやすい者 〇栄養スクリーニング				
		○ A 長				
		当該加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施していますか				
		他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を 算定していませんか。				
24 口服 加多		次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、あらかじめ届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下、口腔機能向上サービスという。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1回につき(介護予防通所サービスは1月につき)次に掲げる単位数を算定していますか。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引続き行うことが必要と認めれられる利用者については、引き続き算定することができる。	算定基準別表2の 2イ注23 (予防算定基準別 表の2ト注) 留意事項2の3の 2(20) 大臣基準告示・五 十一の八			
		・口腔機能向上加算(I) <u>150単位</u> ・口腔機能向上加算(II) <u>160単位</u> ※定員超過利用·人員基準欠如に該当していないこと。 ※ 別途通知「リハビリテーション・個別機能訓練,栄養,口腔の実施及び一体 的取組について」参照。				
	空機能向上 算(I)	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していますか。				
		利用者の口腔機能等の口腔の健康状態を利用開始時に把握し, 言語聴覚士, 歯科衛生士, 看護職員, 介護職員, 生活相談員その他の職種の者が共同して, 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し, 利用者又はその家族に説明し同意を得ていますか。				
		利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士, 歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに, 利用者の口腔機能を定期的に記録していますか。 口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していますか。				
		口腔機能改善官項指導計画の進捗状況を定期的に評価していますが。 ※ 介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の 指導若しくは実施」を行っていない場合は加算は算定不可。				
		利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を概ね3月ごとに評価し、その結果について、介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供しています。				
		供していますか。  口腔機能向上加算(I)のいずれの基準にも適合していますか。				
7U \$	算(Ⅱ)	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し, 口腔機能向上サービスの実施に当たって, 当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。				
		※ 厚生労働省への情報の提出は、LIFEを用いて行うこと。LIFEへの提出情報、提出頻度等については「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照。				

25 科学的介護推 進体制加算   次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、あらかじめ届け出た地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を算定していますか。   1 日本では、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を算定していますか。   21を24に、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を算定していますか。   21を24に、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を算定していますか。   22を27   ※ 厚生労働省への情報の提出は、LIFEを用いて厚生労働省に出していますか。   ※ 厚生労働省への情報の提出は、LIFEを用いて了うこと。 LIFEへの提出情報、提出頻度等については「科学的介護情報システム(LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照。   必要に応じて地域密着型通所介護の提供に当たって、上記に規定する情報を30円の提示について」を参照。   ※ 原生応じて地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を51用していますか。   1 日本の算定関係   (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)知期入所療養介護者しくは、(介護予防)を記知症対応型共同生活介護、(介護予防)に対して、対策を発生による対し、対策を表していますが、   3 定基準別表2の (予防算定基準別表2の (予防算定基準別表2の 2注27   2 にまを表通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている間は、通所介護者の対策を表通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所との対策を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所にある者に対し、地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護事業所と同一建物がら当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護事業所と同一建物がら当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護事業所と同一建物がら当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護事業所と同一建物がら当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護事業所と同一建物がら当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護事業所と同一建物がら当該地域密着型通所介護事業所と同一建物がら当該を行った場合、次に掲げる単位数を所定単位数から減算して、対域密着型通所介護を受けていませが、対域密格型に対しませば、2 に対しまれば、2 に対しないのでは対しまれば、2 に対しないのでは、2 に対しないのでは	
進体制加算   域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、地域密着型通所介護を行った場合 (は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を算定していますか。	
状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していますか。 ※ 厚生労働省への情報の提出は、LIFEを用いて行うこと。 LIFEへの提出情報、提出頻度等については「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照。  必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、地域密着型通所介護の提供に当たって、上記に規定する情報その他地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。 和用者が(介護予防)短期入所生活介護、介護予防)短期入所療養介護者しくは(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(小護予防)が中 世ス事業所以外の介護予防通所サービス。当該介護予防通所サービス事業所以外の介護予防通所サービスを受けている間は、通所介護者(介護予防通所サービス費)は算定していませんか。  【療養通所介護者(介護予防通所サービス費)は算定していませんか。 る間は、当該指定療養通所介護事業所に対いて、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所に対いて、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所に対いて、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所に対いて、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所に対いて、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所に対いて、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所に対いて、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護を受けていませんか。  27 同一建物に居住する利に対し、地域密着型通所介護事業所と同一建物(※1)に居住する者又は地域密着型通所介護を受けていませんか。  27 同一建物に居住する者又は地域密着型通所介護事業所と同一建物(※1)に居住する者又は地域密着型通所介護を受けていませんか。  22注28 (予防算定基準別表の2注6) 第定基準別表の2注6)	
供に当たって,上記に規定する情報その他地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。  26 サービス種類 利用者が(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護若しくは(介護予防)特定施設入居者生活介護又は(介護予防)が、規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護を人福祉施設入所者生活介護者しくは複合型サービス、当該介護予防通所サービス事業所以外の介護予防通所サービスを受けている間は、通所介護費(介護予防通所サービス費)は算定していませんか。  【療養通所介護人が護予防通所サービス費)は算定していませんか。  1 情養通所介護事業所において,指定療養通所介護を受けている間は、海豚が一の指定療養通所介護事業所において,指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所以外の指定療養通所介護を行った場合に、療養通所介護費は算定していませんか。  27 同一建物に居住する者又は地域密着型通所介護を行った場合に、介護事業所と同一建物から当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護を行った場合、次に掲げる単位数を所定単位数から減算して2注28 (予防算定基準別表2の2注28 (予防算定基準別表2の2注6)	
相互の算定関 (介護予防)特定施設入居者生活介護又は(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービス、当該介護予防通所サービス事業所以外の介護予防通所サービスを受けている間は、通所介護費(介護予防通所サービス費)は算定していませんか。  【療養通所介護】 利用者が一の指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所以外の指定療養通所介護を行った場合に、療養通所介護費は算定していませんか。  27 同一建物に居住する利用者の被事業所と同一建物がら当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護事業所と同一建物がら当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護を行った場合、次に掲げる単位数を所定単位数から減算して第2注28(予防算定基準別表の2注28(予防算定基準別表の2注6)	
【療養通所介護事業所において,指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所において,指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所以外の指定療養通所介護を行った場合に、療養通所介護費は算定していませんか。  27 同一建物に居住する利用者の護事業所と同一建物(※1)に居住する者又は地域密着型通所介護事業所と同一建物の必当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護を行った場合、次に掲げる単位数を所定単位数から減算して、第一次第一次に対し、地域密着型通所介護を行った場合、次に掲げる単位数を所定単位数から減算して、第一次第一次に対し、地域密着型通所介護を行った場合、次に掲げる単位数を所定単位数から減算して、第一次第一次に対し、第一次第一次に対して、第一次第一次に対して、第一次第一次に対して、第一次第一次に対して、第一次第一次に対して、第一次第一次に対して、第一次第一次に対して、第一次第一次に対して、第一次第一次に対して、第一次第一次に対して、第一次第一次第一次第一次第一次第一次第一次第一次第一次第一次第一次第一次第一次第	 
住する利用者	
「フト (ロにっよ 070ツリ /図4ワセキュシロ / N = 4 / U / N = 4 / U	
・1月につき 752単位(週2回程度の利用が必要な場合) ・1回につき 94単位 ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむ を得ない事情(※2)により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎	
を行った場合は、この限りではない。 ※1当該事業所と構造上又は外形上一体的な建築物を指すものであり、具体的に は、当該建物の1階部分に地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と 渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道 路を挟んで隣接する場合は該当しない。 また、ここでいう同一建物については、当該建物の管理、運営法人と当該地域密	 
着型通所介護事業所の法人が異なる場合であっても該当する。 ※2傷病等により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって,かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し,2人以上の従業者が,当該利用者の居住する場所と当該地域密着型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られる。この場合,2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について,介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し,その内容及び結果を地域密着型通所介護計画に記録すること。また,移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について記録すること。	
28 送迎未実施減 居宅と地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合, 片道につき47 算定基準別表2の 2イ注29 単位を減算していますか。 ※ 同一建物の減算の対象となっている場合には当該減算の対象とならない。 図意事項第2の3 の2(23)	
29 サービス提供 基準告示に適合しているものとして、あらかじめ届け出た地域密着型通所介護 事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、次の単位数を加算していますか。 ※ サービス提供体制強化加算(I)(II)(II)はいずれかひとつのみ算定すること。併算定は不可。地域密着型通所介護費(1回につき)・サービス提供体制強化加算(I)22単位・サービス提供体制強化加算(II)6単位・サービス提供体制強化加算(II)6単位・サービス提供体制強化加算(II)6単位・サービス提供体制強化加算(III)748単位・サービス提供体制体化加算(III)748単位・サービス提供体制体化加算(III)748単位・サービス提供体制体化加算(III)748単位・サービス提供体制体化加算(III)748単位・サービス提供体制体化加算(III)748単位・サービス提供体制体化加算(IIII)748単位・サービス提供体制体化加算(IIII)748単位・サービス提供体制体化加算(IIII)748単位・サービス提供体制体化加算(IIII)748単位・サービス提供体制体化加算(IIII)748単位・サービス提供体制体化加算(IIII)748単位・サービス提供体制体化加算(IIII)748単位・サービス提供体制体化加算(IIII)748単位・サービス提供体制体化加其(IIII)748単位・サービス提供体制体化加算(IIII)748単位・サービス提供体制体化加算(IIII)748単位・サービス提供体制体化加算(IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII	
サービス提供 当該地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち,介護福祉士の占める 体制強化加算 割合が100分の70以上となっていますか。 ロード ※いずれかに	
適合すること   当該地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち,勤続年数10年以上の   小護福祉士の占める割合が100分の25以上となっていますか。	

- W-= D	7627 ± 47			検結	
点検項目	確認事項 	根拠条文	適	不適	該当 なし
サービス提供 体制強化加算 (II)	割合が100分の50以上となっていますか。				
サービス提供 体制強化加算 (皿)	当該地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち,介護福祉士の占める 割合が100分の40以上となっていますか。				
※いずれかに 適合すること	      当該地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち, 勤続年数7年以上の介				
サービス提供 体制強化加算	護福祉士の占める割合が100分の30以上となっていますか。 当該指定療養通所介護事業所の介護職員の総数のうち,勤続年数7年以上の介護 福祉士の占める割合が100分の30以上となっていますか。				
(皿)イ サービス提供 体制強化加算	当該指定療養通所介護事業所の介護職員の総数のうち,勤続年数3年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上となっていますか。				
<u>(Ⅲ)ロ</u> 30 サービス提供	  次に掲げる基準に適合しているものとして,あらかじめ届け出た通所介護事業	(予防算定基準別			
体制強化加算 【予】	か。 ※ サービス提供体制強化加算(I)(Ⅱ)(Ⅲ)はいずれかひとつのみ算定	表の2リ注)			
	すること。併算定は不可。 ・サービス提供体制強化加算(I) 週1回程度の利用が必要な場合(1月につき) 88単位		П		
	週2回以上の利用が必要な場合(1月につき) 176単位 ・サービス提供体制強化加算(II) 週1回程度の利用が必要な場合(1月につき) 72単位			Ц	
	週2回以上の利用が必要な場合(1月につき) 144単位 ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 週1回程度の利用が必要な場合(1月につき) 24単位				
サービス提供	週2回以上の利用が必要な場合(1月につき) 48単位 次のいずれかに適合していますか。				
体制強化加算 (I)	①当該事業所の介護職員の総数のうち,介護福祉士の占める割合が100分の70以上である。 ②当該事業所の介護職員の総数のうち,勤続年数10年以上の介護福祉士の占め				
サービス提供体制強化加算	る割合が100分の25以上であること。 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上 ですか。				
(Ⅱ) サービス提供				ļ	
体制強化加算 (皿)	①当該事業所の介護職員の総数のうち,介護福祉士の占める割合が100分の40以上である。 ②当該事業所における,利用者に直接サービス提供する職員の総数のうち,勤続				
0.1 A =# This E ## hp	年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上である。	<b>佐力士</b>			
31 介護城員等処 遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は	昇疋基準別表2 の2ホ注1			
介護職員等処 遇改善加算	算定しない。 ①~⑩のいずれにも適合する場合 1000分の92に相当する単位数				
(I) 介護職員等処 遇改善加算	①~⑨のいずれにも適合する場合 1000分の90に相当する単位数				
(Ⅱ) 介護職員等処 遇改善加算 (Ⅲ)	① (1) 及び②~⑧のいずれにも適合する場合 1000分の80に相当する単位数				
介護職員等処 遇改善加算 (IV)	①(1),②~⑥,⑦(1)~(4)及び⑧のいずれにも適合する場合 1000分の64に相当する単位数				
\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.\.	令和7年3月31日までの間,別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,都道府県知事に対し,老健局長が定める様式による届出を行った事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が,利用者に対し,地域密着型通所介護を行った場合は,当該基準に掲げる区分に従い,次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし,次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては,次に掲げるその他の加算は算定しない。	算定基準別表2 の2ホ注2			

<b>L</b> .M- <b>T</b> .D	74-27 ± -7		点検		
点検項目	確認事項	根拠条文	適	不適	該当し
1	介護職員の賃金(退職手当除く。)の改善に要する費用見込額が、介護職員処 遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に 基づき適切な措置を講じていますか。				- <del> </del>
	(1) 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。				
	(2) 当該事業所において,介護福祉士であって,経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち1人は,賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし,介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により,当該賃金改				
2	善が困難である場合はこの限りでないこと。 当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び 実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計 画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和22年 法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び 同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定 都市又は中核市の市長。第35号を除き、以下同じ。)に届けていますか。				
<u>(3)</u>	  介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。				
<u>3</u> 4	当該事業所において,事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道 府県知事に報告していますか。				:
(5)	算定日が属する月の前12ヶ月間において,労働基準法,労働者災害補償保険法, 最低賃金法,労働安全衛生法,雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し, 罰金以上の刑に処されていませんか。				
<u>6</u> 7	当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていますか。 次の基準のいずれにも適合していますか。				
Ø	次の基準のいずれにも適合していますか。 (1) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(賃金に関することを含む。)を定めていること。 (2) (1)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。 (3) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (4) (3)の要件について全ての介護職員に周知していること。 (5) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (6) (5)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。				
8	②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を 全ての職員に周知していますか。				
9	⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していますか。				
10	地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ているか。				
介護職員等処 遇改善加算 (V)(1)	次の(1)(2)のいずれにも適合する場合, 1000分の81に相当する単位数を算定していますか。				
	(1) 令和6年5月31日において現に指定地域密着型サービスに要する費用の額の 算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定地域密着型サー ビス介護給付費単位数表(以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数 表」という。)の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(I)及 び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており,かつ,介護職員等ベース アップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記①(2) 及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。				
介護職員等処 遇改善加算 (V)(2)	次の(1)(2)のいずれにも適合する場合,  1000分の76に相当する単位数を算定していますか。    (1)令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数				
	表の通所介護費における介護職員処遇改善加算(I),介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2)上記①(2),②から⑥まで、⑦(1)から(4)まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。				
介護職員等処 遇改善加算 (V)(3)	次の(1)(2)のいずれにも適合する場合, 1000分の79に相当する単位数を算定していますか。				
	(1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており,かつ,介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2)上記①(2)及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。				

点検項目	確認事項	根拠条文		議検結: 不適	
介護職員等処 遇改善加算 (V)(4)	次の(1)(2)のいずれにも適合する場合, 1000分の74に相当する単位数を算定していますか。		<u> </u>	1 100	なし
(V)(4)	(1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(II),介護職員等特定処遇改善加算(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。				
	(2)上記①(2), ②から⑥まで, ⑦(1)から(4)まで, ⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
介護職員等処 遇改善加算 (V)(5)	次の(1)(2)のいずれにも適合する場合, 1000分の65に相当する単位数を算定していますか。				
	(1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており,かつ,介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2)上記①(2),②から⑥まで,⑦(1)から(4)まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。				
介護職員等処 遇改善加算 (V)(6)					
	(1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており,かつ,介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) 上記①(2),②から⑥まで,⑦(1)から(4)まで,⑧及び⑨に掲げる基準のいず				
遇改善加算	れにも適合すること。 次の(1)(2)のいずれにも適合する場合, 1000分の56に相当する単位数を算定していますか。				
(V) (7)	(1)令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(I)介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。				
Λ =# πth □ Atr hn	こ。 (2)上記①(2),②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合 すること。 次の(1)(2)のいずれにも適合する場合,				
介護職員等処 遇改善加算 (V)(8)	1000分の69に相当する単位数を算定していますか。				
	(1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており,かつ,介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2)上記①((1)及び(2)に係る部分を除く。)及び②から⑧までに掲げる基準				
遇改善加算	のいずれにも適合すること。 次の(1)(2)のいずれにも適合する場合, 1000分の54に相当する単位数を算定していますか。				
(V) (9)	(1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(II) 介護職員等特定処遇改善加算(II) 及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ているこ				
	と。 (2)上記①(2),②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
	(3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。				
	b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。				
	a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。				

点検項目	確認事項	根拠条文	液検結: 不適	
	次の(1)(2)のいずれにも適合する場合, 1000分の45に相当する単位数を算定していますか。			-8-0
, , , , ,	(1)令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており,かつ,介護職員等ベースアップ等支援加			
	算を届け出ていないこと。 (2) 上記①(2), ②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合 すること。		_	_
	(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃			
	金に関するものを含む。)を定めていること。			
	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。			
	<u>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</u> 次の(1)(2)のいずれにも適合する場合、 1000分の53に相当する単位数を算定していますか。			
	(1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており,かつ,介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。			
	(2) 上記① ((1) 及び(2) に係る部分を除く。),②から⑥まで,⑦(1) から(4) まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。		 	
遇改善加算 (V)(12)	次の(1)(2)のいずれにも適合する場合, 1000分の43に相当する単位数を算定していますか。			
	(1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており,かつ,介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。			
	(2)上記①(2), ②から⑥まで, ⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。			П
	(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。		_	
	b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。			
	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。			
	次の(1)(2)のいずれにも適合する場合, 1000分の44に相当する単位数を算定していますか。			
	(1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており,かつ,介護職員等特定処遇改善加算			
	(I)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 (2)上記① ((1)及び(2)に係る部分を除く。),②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
	(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃			
	金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している こと。			
	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。			

L 14-T-F	確認事項	根拠条文	点検結果		
点検項目			適	不適	該当 なし
介護職員等処 遇改善加算 (V)(14)	次の(1)(2)のいずれにも適合する場合, 1000分の33に相当する単位数を算定していますか。				
	(1) 令和6年5月31日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(II)を届け出ており,かつ,介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2)上記①((1)及び(2)に係る部分を除く。),②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し,全ての介護職員に周知していること。				
	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。   a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。   b aについて、全ての介護職員に周知していること。				
32 生活機能向上 グループ活動 加算 【予】	以下の基準のいずれにも適合しているものとして、あらかじめ届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合は、1月につき100単位を加算していますか。 ※この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。	(予防算定基準別 表の2ハ注)			
	生活相談員,看護職員,介護職員,機能訓練指導員その他介護予防通所サービス 事業所の従業者が共同して,利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介 護予防通所サービス計画を作成していますか。				
	介護予防通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に 資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し, その項目に当たっては,利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活 動サービスが適切に提供されていますか。				
	利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていますか。				
33 一体的サービ ス提供加算 【予】	以下の基準のいずれにも適合しているものとして,あらかじめ届け出て,利用者に対し,栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に,1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし,、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は,算定しない。 ・一体的サービス提供加算 480単位	(予防算定基準別 表の2チ注)			
	次のいずれにも適合していますか。 <sub>-</sub>		•••••	•	
	①栄養改善加算の基準及び口腔機能向上加算の基準に適合しているものとしてあらかじめ届け出て栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。 ②利用者が当該事業所においてサービス提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、1月につき2回以上設けていること。 除法(平成0年12月17日法律第122号)				

法:介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

施行規則:介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

基準条例:堺市介護保険事業等の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日条例第58号)

指定要綱: 堺市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱(平成29年4月1日)

基 準:指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生省令第34号)

予防基準: 堺市介護予防・日常生活支援総合事業の人員, 設備及び運営に関する基準(平成29年4月1日)

解釈通知:指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第

0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

予防解釈通知:介護保険法施行規則第140条の63の6第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年3月15日 厚生労働省告示第84号)

算定基準:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生省告示第126号)

予防算定基準:堺市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定に関する基準(平成29年4月1日)

留意事項:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)

予防留意事項:堺市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成29年4月1日)

通所介護費等の算定方法:厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)